

# 鶴見大学施設・設備等の学外者使用規程

令和5年4月1日施行

## (目的)

第1条 この規程は、鶴見大学施設・設備使用管理規程第10条の規定に基づき、学外者の校地、校舎、校具その他の備品等（以下「施設・設備等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (学外者)

第2条 この規程における学外者とは、次の各号に掲げる者以外のものをいう。

- (1) 学校法人総持学園寄附行為第4条に定める学校の教職員（常勤・非常勤を問わない。）及び学生・生徒・園児
- (2) 前号の者が所属する学外団体であり、本学が当番となり主管する団体又は主管するとみなされる団体
- (3) その他特に本学が認めたもの

## (使用許可)

第3条 施設・設備等は、本学の授業、研究、行事及び課外活動上支障のない場合に限り、貸与し使用させることができるものとする。ただし、次の各号に該当する場合には、使用は許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する場合
- (2) 施設・設備等を破損又は汚損するおそれがある場合
- (3) 営利を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合
- (4) 政治活動又は宗教活動に利用する場合
- (5) 12月29日から翌年1月3日までの間
- (6) 悪天候等によりグラウンド及びテニスコートのコンディションが悪い場合
- (7) その他、学長が不相当と認めた場合

## (使用時間)

第4条 施設・設備等の使用時間は原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 教室・実習室等は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) グラウンド等は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 体育館は、午前9時から午後8時までとする。

## (使用手続)

第5条 申請は、申請団体代表者又は使用責任者が本学所定の用紙に必要事項を記入のうえ、管財課長を経て、学長に提出し、許可を得なければならない。

2 申請は、原則として使用予定日の2週間前までに行うものとする。

## (使用許可の取り消し)

第6条 使用許可後、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 本学において授業、課外活動、その他緊急使用の必要が生じたとき。
- (2) 申請書に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき。

2 使用者の都合により使用許可の取り消しを求める場合は、使用予定日の 3 日前までに管財課（夜間及び休日は守衛室）へ申し出しなければならない。

（使用料）

第 7 条 使用を許可したときは、別表 1 の各施設使用料一覧表の定めるところによる施設使用料を、使用后 1 週間以内（納期限が土・日曜日、祝日にあたるときはその翌日までとする。）に本学指定の口座へ納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することがある。

（1）学会その他教育研究上有益と認められる催しであるとき。

（2）その他、特別に考慮すべき事情があり、学長が減免を認めたとき。

2 会場の設営及び撤去に要する費用は、使用者の負担とする。

3 別表 1 に記載のない施設・設備等については別途協議とする。

4 使用料については、税法に定められた消費税を附して請求するものとする。

（遵守事項）

第 8 条 使用者は、施設・設備等の使用に際して、次に定める事項を遵守しなければならない。

（1）施設・設備等は、その使用目的又は使用の許可を受けた目的にそって使用すること。

（2）施設内において、物品の販売又は陳列をしないこと。

（3）施設内において、広告類の掲示又は配布をしないこと。

（4）所持品は、各自責任を持って保管すること。

（5）節電、節水に留意すること。

（6）常に整理・整頓を心掛けること。

（7）飲食は管財課から指定された所定の場所で行うこと。また、飲酒はしないこと。

（8）喫煙は所定の場所で行うこと。

（9）防火・防災に細心の注意を払うこと。

（10）火災・負傷その他事故が発生した場合は直ちに管財課（夜間及び休日は守衛室）へ連絡するとともに、安全確保を最優先して対応すること。

（11）施設に付属する設備・什器・備品等はみだりに持ち出さないこと。また、使用後は必ず所定の場所に返却すること。

（12）施設に付属する設備・什器・備品等を破損・汚損又は亡失させた場合は、直ちに管財課（夜間及び休日は守衛室）へ連絡すること。

（13）騒音・臭気及び振動を発生する等、近隣住民や他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（14）その他、本学教職員（教職員不在時は警備員）の指示に従うこと。

（事故の免責）

第 9 条 施設・設備等使用時における盗難・紛失その他本学の責に帰さない事由による事故又は障害については、使用者が責任をもって処理するものとする。

（損害賠償）

第 10 条 第 8 条第 12 号に該当する事態が発生した場合には、直ちに管財課へ届けなければならない。これによって生じた損害は、使用者が相当代価額又は同一のものをもって賠償するものとする。この件に関して疑義が生じた場合は、国土交通省の原状回復ガイドラインを参考に双方で協議するものとする。また、原状回復に必要な工事等が発生した際の施工業者は、本学が指定する。